

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

1 概要

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正等に伴い、現行の保険料の賦課額を「基礎賦課額」と、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額を「子ども・子育て支援納付金賦課額」とし、それらの保険料率及び賦課限度額を定めるとともに、被保険者均等割額の軽減基準の見直し等を行うもの。

2 改正内容

(1) 基礎賦課額の保険料率改定について(第9条及び第10条)

区 分	令和8・9年度	現行の保険料率
所得割率	10.48%	11.13%
被保険者均等割額	56,130円	53,438円

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率について(第10条の5及び第10条の6)

区 分	令和8年度
所得割率	0.25%
被保険者均等割額	1,362円

(3) 賦課限度額の見直し等について(第11条及び第11条の2)

ア 基礎賦課額の賦課限度額

改正後の賦課限度額	現行の賦課限度額
85万円	80万円

イ 子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額

新設する賦課限度額	
2万1,000円	

(4) 保険料（基礎賦課額と子ども・子育て支援金賦課額を合算したもの）の被保険者均等割額の軽減基準の見直しについて(第 15 条)

軽減措置	所得判定基準（所得金額の合計）	
	改正後	現 行
5 割軽減	43 万円＋被保険者数× <u>31 万円</u> 以下	43 万円＋被保険者数× <u>30.5 万円</u> 以下
2 割軽減	43 万円＋被保険者数× <u>57 万円</u> 以下	43 万円＋被保険者数× <u>56 万円</u> 以下

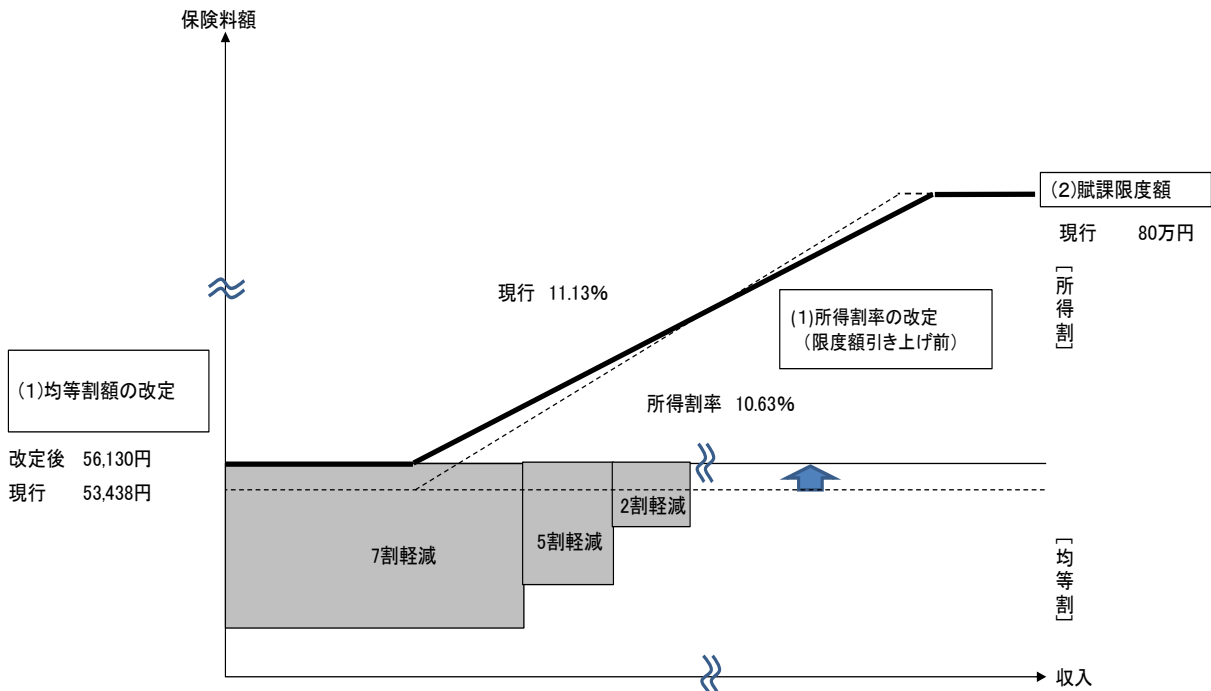
なお、令和 8 年度及び令和 9 年度分の保険料においては、7 割の軽減割合の均等割軽減対象者について、当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額に 2 % を乗じて得た額を軽減する措置を講じ、経過措置に規定する。

3 施行日

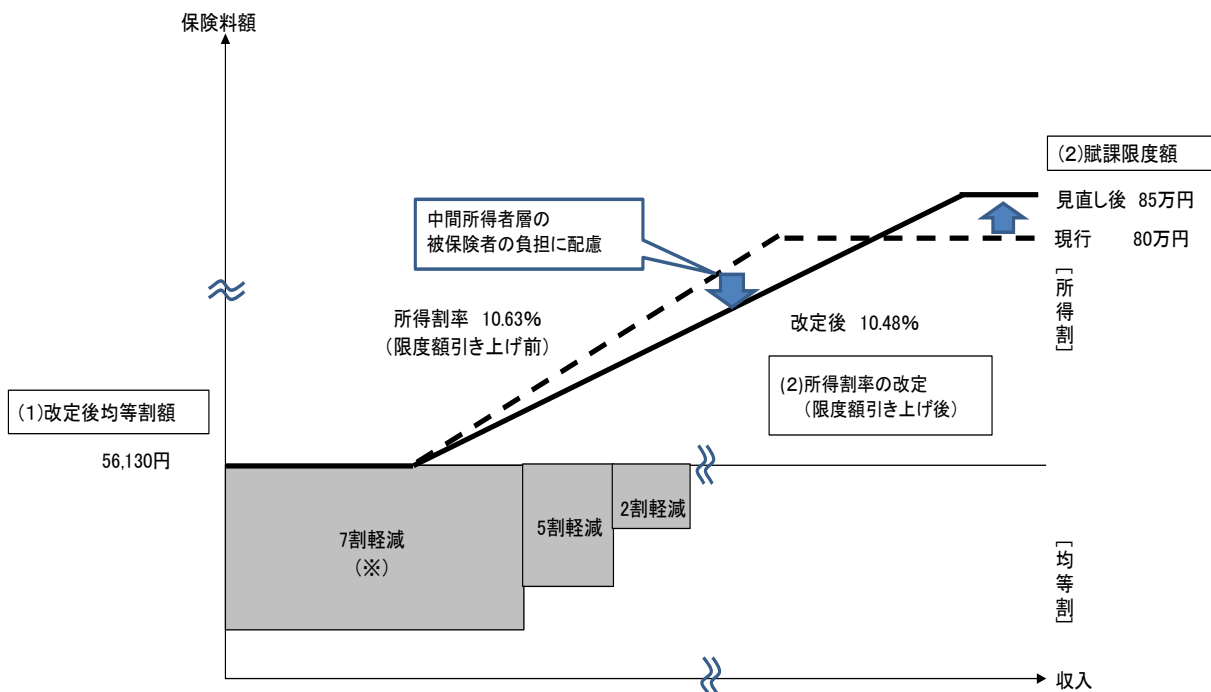
令和 8 年 4 月 1 日

【基礎賦課額の保険料率の改定イメージ】

【イメージ図①】(1) 保険料率の改定(賦課限度額引き上げ前)



【イメージ図②】(2) 賦課限度引き上げによる改定



※令和8・9年度分の保険料について、均等割保険料の7割軽減対象者については、基礎賦課額(医療分)の均等割額を更に0.2割分上乘せして軽減する。